富岡製糸場の労働と暮らしに係わる調査について

―これまでの経緯と今後の計画―

富岡製糸場保全課保存活用係 主事 **茂木 祥史**



富岡製糸場の労働と暮らしに係わる調査について ─ これまでの経緯と今後の計画─

1	はじめに105
2	これまでの調査研究について
3	ICOMOSの勧告後の取り組みと今後の計画について109 3-1 世界遺産登録時の勧告を契機とした調査研究 3-2 富岡製糸場元従業員ネットワークづくりの概要及び意義 3-3 今後の計画一富岡製糸場の女性労働環境に関する専門的 調査研究
4	ま と め111
資料	113
参考	文献 ·······114

1 はじめに

富岡製糸場は、明治5年(1872年)に操業を開始し、115年間操業を続けた。官営期には、横田英をはじめとする多くの工女が製糸技術を習得するために全国から集まり、帰郷後は指導者として活躍するなどし、富岡製糸場は人材育成の場として機能していた。また、三井家、原合名会社、片倉工業株式会社(以下「片倉工業」という)へと経営が移るなかで、建物の増改築や設備の更新が図られ、製糸技術の向上に伴い、生糸生産の効率性が高まった。

富岡市は、昭和48年に富岡製糸場に関する 資料の収集や調査研究を行うため、『富岡製糸 場誌』編纂委員会を発足させ、富岡製糸場に関 する基本的資料の収集を行い、その一環として 富岡製糸場元従業員(以下「元従業員」という) への聞き取り調査を行った。昭和52年、その 成果品として、『富岡製糸場誌』が刊行された。

平成18年以降には、富岡市教育委員会文化 財保護課や平成20年に設置された富岡製糸場 総合研究センターが、歴史的資料の調査や元従 業員への聞き取り調査を行い、労働と生活に関 する研究に取り組んだ。

その後、平成26年6月25日に富岡製糸場は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」として「世界遺産一覧表」に記載された。登録に際して、国際記念物遺跡会議(以下「ICOMOS」¹という)から、「女性労働者による技術移転やその労働及び社会的境遇に関する調査研究に着手すること」という勧告がなされた(詳細については、3-1で述べる)。

このICOMOSの勧告を受け、市は、富岡製糸場で働いていた元従業員の労働環境や生活環境を明らかにするため、専門家から指導・助言を受け、聞き取り調査を実施するなどの取り組

みを行ってきた。

本稿は、過去に行われてきた聞き取り調査の 内容や調査の変遷について述べ、当市のこれま での取り組みや、平成28年度に聞き取り調査 を計画的かつ効率的に進めるために着手した 「富岡製糸場元従業員ネットワーク(連絡名簿) づくり」の概要及びその意義と、同ネットワー クを活かした今後の計画を述べるものである。

2 これまでの調査研究について

2-1 『富岡製糸場誌』の編纂

『富岡製糸場誌』は、昭和47年、富岡市で「日本近代産業発祥百年祭(官営富岡製糸場創立記念)」が挙行された際に、その記念事業として編纂が企画されたものである²。編纂にあたり、『富岡製糸場誌』編纂委員会が発足し、次の方針³に基づいて富岡製糸場誌の編纂が進められた。

- 一、収集した史料の質・量から考え、富岡 製糸場に関する根本史料集とすること。
- 一、そのためには必ずしもタイムリミット を設けずに十分な調査研究をすること。

また、『富岡製糸場誌』には、編纂の趣旨について、「官営富岡製糸場が本市に設置された背景・事実を明確に把握し、特に創業時に重点を置いてこれを産業文化史的に解明し、その意義を価値づける。さらに富岡製糸場とともに歩んできた本市を中心とする郷土史を生活史的、産業文化史的に調査研究して当地域の持つ独自な個性を再認識・評価しようとすることである」⁴と記述されている。

上記の方針及び趣旨に基づき、『富岡製糸場

誌』編纂委員会は、製糸場内に保存されている 僅少な資料では目的が果たせないことを確認し、 資料の収集範囲を大幅に拡大した。その主な対 象は、国立公文書館、国会図書館、大日本蚕糸 会等の公的施設、既刊の各県の『蚕糸業沿革史』、 各県史並びに各市町村史の所載の文献資料にま で及んだ。特に国立公文書館所蔵資料は、誰も 検索したことのないような生の資料が多かった。

これらを項目別、編年順に構成していくと資料の量は均一ではなく、これを補う手段として元従業員からの聞き取り調査をしたものである。聞き取り調査は年代的に操業当初までに遡ることができず、明治時代後期から大正期にかけて富岡製糸場で働いていた元従業員を対象とした。聞き取り調査の結果、繰糸や揚返しに携わった工女、蚕種関係の業務を担当した工男といった計14名の元従業員から証言を得られた。当委員会が聞きとった主な内容について、著者がまとめたものを以下に示す。

〔繰糸の仕事〕

- 養成期間は、本格的には1年あった。それが 完了すると本工になれた。本工は、一人が 40本を担当した。
- 養成を卒業すると修了証書がもらえた。さら に、成績優秀者は賞状と賞与がもらえた。
- 6月になると切り替え休みというものがあり、 一週間から10日間の休日をもらえた。
- ・繰糸の工女は真っ白の服を着ていた。また、 選繭場の工女は紺色の木綿の上下を着ており、 検査を担当する者は黒のメリンスを着ていた。

〔繰糸の順序〕

- ・糸の太さは、十四中、十八中、二十一中の3 種類が多かった。
- 一日に繭 5 升分 (糸にした場合、二百匁分) の 生糸をとった。

- ・工女の中で、繰糸を担当する者の給料が一番 高く、待遇も良かった。
- とった生糸が細すぎたり、太すぎたりすると、 罰金をとられた。
- ・工場の歌には、「鳩が鳴きます」「天にあおぐ 日の光」「くるりくるくる糸車」「甘楽行進歌」 「アリャリャンの歌」「繰糸の歌」などがあった。 五十年祭のお祭りのときに歌い、普段はほと んど歌わなかった。
- 暮れに帰郷する際は、募集人が迎えに来た。また、貯金したお金は、募集人が実家へ持っていってくれた。

〔作業時間〕

- ・4時に起床して5時から仕事を始め、7時に 朝ご飯を食べた。朝食後は、12時まで仕事 をし、12時30分から15時まで仕事、10分間 の休憩をはさみ、19時まで働いた。19時30 分から21時までが自由時間だった。自由時 間には、お裁縫やお花を教えた。
- 起床時間は一年中同じだった。
- •朝、昼、夕方に「おこし」という音(蒸気音) が鳴った。

〔食事〕

- お櫃のご飯を5~6人で食べた。おかわりができた。ご飯は米と麦が半々くらいだった。
- 朝は「おしんこ」と「おつゆ」、お昼には魚が 出た。
- 一週間に一度くらい「うどん」が出た。肉類 はあまり出なかった。
- 天長節や明治節には赤飯などが出た。また、 お彼岸とお盆には「ぼたもち」を食べた。

〔工場内での生活〕

- 敷布団と掛布団二枚を貸してくれた。寝巻は 自分で用意した。自分のものは毎日洗濯した。
- ・天長節の日(春の休日)に中村座を借りて演 芸会をした。また、休日に映画や芝居を観に

行くのが楽しみだった。

〔病気〕

- 伝染病の予防のため、毎年二回、チブス予防 注射をした。
- 市内の医者(眼科医)が診療医として通っていた。外科は、場外に出て診てもらう必要があった。

[外出]

・外出するときは、門鑑をもらって外に出た。 門鑑は紙でできていて、名前を書いて判を押 してもらった。外出は、21時が門限だった。

[揚げ場の仕事]

揚返しでは、コワ糸を出すと罰金をとられた。二十一中という糸は、特にコワ糸になり易かった。

〔仕上げの仕事〕

- 服装は天竺の布で、上衣と袴に分かれていた。
- ねじって仕上げる作業を女性、梱包作業を男性が担当した。

2-2 富岡市による調査

富岡製糸場は、昭和62年(1987年)に操業を 停止した後も、片倉工業が18年間にわたりそ の維持管理を行った。

平成17年に、富岡製糸場の所管が富岡市に移行した。平成18年から富岡市教育委員会(以下「教育委員会」という)では、元従業員の聞き取り調査に着手した。教育委員会は、総数にしておよそ50名の元従業員に聞き取りを行った。聞き取りの対象者は、生糸製造(蚕種製造、荷受、乾燥、繰糸、煮繭、揚返し等)に携わった元従業員をはじめ、富岡製糸場と取り引きをしていた各種業者、富岡製糸場の周辺に店を構える商店主や住民等である。教育委員会が取りまとめた記録から、主な内容を以下に示す。

[繰糸用の水]

高田川支流から取水した「富岡用水」(七日 市用水)と鏑川から揚水した水を混合すると「い い糸」を繰るのに適した水が得られた。

〔当時の服装〕

仕事着は、ロングドレスのようなものを着た。 途中でスカートになったような気がする。

〔娯楽〕

休日は、桐淵の福沢別荘の庭へ行き、みんなで大声で歌った。

[イベント]

色んな地域から従業員が来ていたため、毎年 の盆踊り大会では各地の様々な盆踊りが見られ た。とても楽しかった。

[繭の値段]

群馬県産の繭は他県よりも高価なため、利益を上げるのが難しかった。他県産の繭も利用していた。

〔繭の委託生産〕

蚕種製造用の繭の収穫を各地の養蚕農家に 委託した。多野郡の下戸塚(現:藤岡市下戸塚、 神流川沿い)で良質の繭が収穫できた(昭和23 年以降)。

〔糸繰りの仕事〕

1人が20枠を担当した。繰った糸は、落下 傘に使用した(昭和19年から昭和20年)。

[給与]

給与は1日1円だった。木綿製の紺染めもんペが1枚買えた(昭和19年から昭和20年)。

[休日]

週に一日(日曜日)、休業日があった。この他に、臨時休業日として電気休み(停電による休業日)があった(昭和19年から昭和20年)。

〔食事〕

15時のおやつにさなぎを炒ったものが支給された。味は良かった(昭和19年から昭和20年)。

[市内取引業者]

米や魚、野菜、肉、豆腐などを市内の商店から購入した。

[生糸の試験取り]

試験取りは、繭の取引価格を決定するもとになるため、上手すぎず、下手すぎず、適当な技術を持っている者が選ばれた。

平成20年になり、富岡製糸場に関する資料の収集や調査研究を総合的に行う機関として、富岡製糸場総合研究センター(以下「総合研究センター」という)が設置された。その翌年、総合研究センターは、元従業員を対象に聞き取り調査を実施した。聞き取りは、昭和20年代後半から昭和60年代にかけて、富岡製糸場で繰糸工として働いた経験のある女性元従業員4名に対して行った。聞き取り調査から得られた内容について、主な内容を以下に示す。

〔入社の経緯〕

中学校卒業後に受験した。当時は就職する場所が少なかった。受験者は100人前後で、群馬県からは20名ほどが受験した。試験の時間は6時間くらいかかった。

[養成期間]

養成工の期間は3か月で、1日3時間ぐらい 学習した。仕事の内容(例えば、繰糸や揚返し など)や労働組合について学び、学園では国語 や社会科の学習も行った。

〔待遇〕

給与の支給額(食費等の控除後)は3,000円 くらいで、養成工の最初の一時金(ボーナス) は700円だった。

〔出入り業者〕

場内には「床屋」と「パーマ屋」があった。売 店では、ちり紙や歯磨きなどの日用品を販売し ていた。

[寮生活]

妙義寮と浅間寮は一部屋に6~7人ほどいて、 比較的異年齢の工女が暮らしていた。それぞれ に部屋長がいた。寮費は月20円位だった。

寮は自治会が運営していた。食事後、一休み してから学園で勉強した。消灯は21時だった。 門限を破ると罰則があった。

〔業務〕

揚返し、選繭、煮繭、副蚕、食堂係など各種の仕事を担当した。勤務は二交替制で、早番、遅番各20~30人で編成されていた。早番は午前4時30分起床で、作業は5時から13時までであった。一方の遅番は、12時30分から21時までの作業だった。

〔食事〕

食事代は給与から引かれた。食事内容は良く、 おかわりは自由だった。昼休みは30分間だけ だったが、食堂へ行けばすぐに食べられる状態 になっていたため、時間が短いとは感じなかった。

〔演芸会〕

昭和30年代の終わり頃まで、首長館で行われていた。従業員の家族を招待し、歌、演劇、踊りなどが演じられた。

〔保健衛生〕

風邪等の場合は病休となった。診療所の一日 の診療時間は、午前・午後で2時間だった。月 曜日から土曜日まで開いていた。

〔休暇〕

年休や病気休暇、生理休暇などがあったが、 病気休暇以外はとりにくかった。家の事情で休 暇をとる人が多かった。

[家庭寮]

西置繭所と貯水槽の間に 3 棟あり、その場所で最低限の家事の実習を行った。 $5\sim6$ 人で一緒に学び、期間は 1 か月であった。

また、前述した聞き取り調査以外にも、総合研究センターが刊行した『平成24年度富岡製糸場総合研究センター報告書』⁵及び『平成26年度富岡製糸場総合研究センター報告書』⁶では、富岡製糸場の労働環境や教育・教養習得機会の変遷に関する調査報告を行っている。

以上のように、富岡市では、ICOMOSによる勧告以前にも、富岡製糸場における労働や生活に関する調査を継続的に行い、研究に取り組んできた。

3 ICOMOSの勧告後の取り組みと今後の計画について

3-1 世界遺産登録時の勧告を契機とした調査研究

平成26年4月末、「富岡製糸場と絹産業遺産群」は世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOSから、「世界遺産一覧表」への記載がふさわしいとの勧告を受けた⁷。同時に、次の点について配慮するようにとの勧告〔資料1〕がなされた。文化庁報道発表⁸からその内容を抜粋し、以下に記す。

女性が指導者および労働者として役割を 果すことにより、フランスから、また日本 国内で女性による専門技術の伝達が行われ たことに関する研究を実施し、また女性労 働者の労働と社会的境遇に関する知識の充 実を図ること。

ICOMOSの勧告を受けたこともあり、富岡市では、元従業員による製糸技術の移転やその労働環境及び生活環境、社会的境遇に関する調査研究を深めるため、聞き取り調査を実施した。調査は、平成26年に2回にわたり、片倉工業時代に働いていた計8名の元従業員から聞き取

りを行った。以下に、聞き取り調査からわかった内容の一部について、次のとおり記す。

- 地方の担任に世話人という方がいて、その人から入社の話しをもらった。
- 高校を卒業後、片倉工業に応募し、入社試験 を受けて入社した。
- 入社試験は6時間くらいあり、筆記試験やクレペリン、身体検査などがあった。
- ・新人研修が一週間あった。片倉工業の歴史や 生活の仕方等について学んだ。
- ・繭は、能率に合わせた煮方をしなければならず、また、煮て出す量を調製しなければならなかった。
- 生糸の生産性が上がるか上がらないか、生糸 品質が良いか悪いかは、すべて繭の性状にか かっていた。繭をどうやって組み合わせるか が大事だった。
- ・工務課長が工務の全体を取り仕切り、繰糸主 任がその下にいた。揚げ返しには揚げ返し主 任がいて、再繰の全体を見た。煮繭主任はあ まりいなかった。
- 新入生のとき(養成期間中)は鏑寮に入った。3か月を過ぎると妙義寮と浅間寮へ分かれた。
- 養成期間が終わると学園に入った。基本科が 2年程あり、高等科2年で一応終了した。そ の後は、洋裁、和裁、編み物、生け花などの 研究科があり、辞めるまで学んだ。行くか行 かないかは自由だった。
- ・妙義寮の部屋は15畳くらいの広さで、7~8 人はいた。部屋割りは寮監が決めた。診療所 には常駐の看護婦が2人いた。午前・午後と 一日2回ずつ来ていた。治療費は全額会社負 担だった。
- 食費は給料から天引きされた。
- 従業する際の服装は、入社時に上下一枚ずつ

作業服をもらっていたが、比較的自由だった。 棒線みたいなものを縫い付けた色付きの帽子 をかぶった。ただ、職種や役職によって異なっ ていた。

妙義寮と浅間寮は、2年ごとに寮を総取り換えした。また、1階と2階も交替した。榛名寮と鏑寮では行われなかった。

富岡製糸場には、産業遺産の価値として定義 づけられる、労働や生活に伴う痕跡が数多く残 されている。2003年、ロシア連邦のニジニー タギルで開催された国際産業遺産保存委員会 (TICCIH⁹) 総会において採択された、『The Nizhny Tagil Charter For The Industrial Heritage/Julv.2003』¹⁰では、産業遺産の定義に ついて、「歴史的、技術的、社会的、建築学的、 あるいは科学的価値のある産業文化の遺物から なる。これらの遺物は、建物、機械、工房、工 場及び製造所、鉱山及び処理精製場、倉庫や貯 蔵庫、エネルギーを製造し、伝達し、消費する 場所、輸送とそのすべてのインフラ、そして住 宅、宗教礼拝、教育など産業に関わる社会活動 のために使用される場所から成る」¹¹と示して いる〔資料2〕。

富岡製糸場には、生糸生産に関係する倉庫群や繰糸場などの工場システムが今なお残されている。さらには、製糸技術の伝播や労働者教育といった産業に関わる社会活動の場所としても機能してきたという歴史を持っている。このような産業遺産としての価値を守っていくためにも、今後も引き続き、元従業員に対して労働環境や生活環境に関する聞き取り調査を実施・継続していく必要がある。

3-2 富岡製糸場元従業員ネットワークづく りの概要及び意義

3-1で述べたように、富岡製糸場では、ICOMOSからの勧告後、元従業員への聞き取り調査を進めているものの、元従業員の高齢化により急いで調査を進めなければならない状況にある。しかし、まとまった名簿がないために元従業員の全体像が把握できず、計画的かつ効率的な聞き取り調査を進められないという課題を抱えていた。

上述の経過を踏まえ、富岡市では、元従業員の全体像を把握することで聞き取り調査を効率的に行うため、平成28年11月1日から「富岡製糸場元従業員ネットワーク(連絡名簿)づくり」を開始した。

ネットワークづくりの目的は、場内での労働や生活の記憶を後世に伝え遺すことを目的とし、富岡製糸場で働いていた元従業員本人を募集の対象者とした。募集については、富岡製糸場のホームページやフェイスブック、チラシ等で呼びかけた。登録に際しては、「富岡製糸場元従業員ネットワーク登録申込書」を作成し、登録者の働いていた時期や職種、業務内容等を把握した。その結果、蚕種製造、繰糸、揚返し、仕上げ等の業務に携わった元従業員、片倉工業富岡工場の元社員や学園教師など、職域の異なる元従業員からの登録があった。平成29年3月31日時点で45名に登録をいただいている。

また、平成29年2月11日(土)には、同ネットワーク登録者の交流を深め、富岡製糸場で働いていた時の記憶を想起するきっかけを創出することを目的に、第1回目となる「富岡製糸場元従業員交流会」を開催した。

交流会当日は、異なった職歴をもつ元従業員の男女、計20名が集まった。交流会では、富岡製糸場が世界遺産に登録されるまでの経過や

歴史について紹介し、その後、片倉工業時代の 労働の様子や生活風景に関する写真を見てもらいながら、富岡製糸場で働くことになった経緯 や担当した業務、寄宿舎や学園で過ごした思い 出話しなどを個々に発言してもらい、交流を深めた。

以上のように、元従業員のネットワークづくりに着手したことによって、計画的な聞き取り調査と労働や生活の記憶を風化させないための体制を整備することができた。

3-3 今後の計画—富岡製糸場の女性働環境 に関する専門的調査研究

今後は、富岡製糸場で働いていた元従業員の 登録を促すとともに、このネットワークを系統 化し、働いていた年代や職種、業務の内容ごと に聞き取り調査を実施できるよう整備を進めて いく計画である。

一方で、ICOMOSの勧告にあるとおり、富 岡製糸場の女性労働者の技術移転や労働環境等 については、既往研究はあるものの、未解明な 部分が多く残されている。富岡製糸場の見学者 や後世の人々に対し、正確な情報を伝え、その 記憶を遺していくためのさらなる調査研究活動 が必要である。

富岡製糸場では、上述の課題を踏まえ、女性 労働者の技術移転及び労働環境等に関する調査 研究について、近代女性労働史などいくつかの 専門的観点から、より深く調査研究を行い、そ の成果を報告書としてまとめることを検討して いきたいと考えている。この活動を基に、富岡 製糸場の労働や生活の記憶に関する調査研究を 一層深めていきたい。

4 まとめ

本稿では、これまでの富岡製糸場の女性労働に関する調査研究の経緯を紹介したうえで、聞き取り調査を計画的かつ効率的に進めるために着手した「富岡製糸場元従業員ネットワーク(連絡名簿)づくり」の実施内容と今後の計画について述べた。

富岡製糸場が操業を停止してから、今年で30年となる。時代の経過とともに、元従業員の高齢化や記憶の希薄化が進み、富岡製糸場における労働や生活の記憶は日々薄れていくことと思われるが、このような当市の取り組みによって、後世に遺すための仕組みが整い、活動が実を結ぶことを期待したい。

¹ 文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織 (NGO)。 1964年にユネスコの支援を受け、ヴェニスで開かれた Second International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments (第2回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議)で採択された記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章を受け、1965年に設立した。

^{2『}富岡製糸場誌』発刊に当って

^{3 『}富岡製糸場誌』発刊に当って

^{4『}富岡製糸場誌』発刊に当って

⁵『平成24年度富岡製糸場総合研究センター報告書』 富岡製糸場における女子労働者の教育・教養習得機会 の変遷 —産業遺産としての一側面の考察—

⁶『平成26年度富岡製糸場総合研究センター報告書』 フランス・ボネ絹工場と富岡製糸場 — 「平成26年度 富岡製糸場資料展 – ボネとトミオカ – 」報告 —

⁷ 平成26年6月25日に、評価基準(ii)及び(iv)に基づいて世界遺産一覧表へ正式登録された(文化庁報道発表資料「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産一覧表記載審議に係る決議の概要より)。

ii 富岡製糸場は、産業としての養蚕技術をフランスから日本に、早い時期に、完全に移転することに成功したことを示している。地元での長年の養蚕の伝統を背景として行われたこの技術移転は、養蚕の伝統

自体を抜本的に刷新した。この結果富岡は、技術改良の拠点となり、20世紀初頭の世界の生糸市場における日本の役割を証するモデルとなった。このことは、世界的に共有される養蚕法が、早い時期に現れたことの証拠となった。

- iv 富岡製糸場と網産業遺産群は、生糸の大量生産のための一貫した集合体の優れた見本である。設計段階から工場を大規模なものにしたことと、西洋の最良の技術を計画的に採用したことは、日本と極東に産業の方法論が伝播する決定的な時期だったことを示している。19世紀後半の大きな建築物群は、和洋折衷という日本特有の産業建築様式の出現を示す卓越した事例である。
- 8 文化庁報道発表資料「富岡製糸場と絹産業遺産群」 の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)富 岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産一覧表記載審議に 係る決議の概要より
- ⁹ TICCIH is the world organisation representing industrial heritage and is special adviser to ICOMOS on industrial heritage. This charter was originated by TICCIH and will be presented to ICOMOS for ratification and for eventual approval by UNESCO. (『The Nizhny Tagil Charter For The Industrial Heritage/July,2003』,http://ticcih.org/about/charter/,TICCIHウェブサイトより)
- ¹⁰ http://ticcih.org/about/charter/ (TICCIH ウェブサイトより)
- 11 参考資料 1 8 世界遺産における産業遺産について(文化庁ウェブサイトより)

資料1

Additional recommendations

ICOMOS further recommends that the State Party give consideration to the following:

- · Continuing to pay close attention to economic and urban development in the vicinity of the sites by strictly applying the planned protection measures for the buffer zones, and even consider strengthening them;
- · Giving deeper consideration to the archaeological nature of the Arafune site and the advantages and disadvantages of a protective roof;
- Strengthening the cooperation between the local structures and the Central Coordination Committee in order to harmonise the various provisions in the management plans for each of the sites and to arrive at a unified Management Plan;
- Undertaking research on the transmission of expertise by women, from France and within Japan itself, thanks to their roles as instructors and workers; and improve knowledge about the latter's working and social conditions.

(Tomioka Silk Mill and Related Sites, 2014 『Advisory Body Evaluation (ICOMOS)』による)

資料2

1.Definition of industrial heritage

Industrial heritage consists of the remains of industrial culture which are of historical, technological, social, architectural or scientific value. These remains consist of buildings and machinery, workshops, mills and factories, mines and sites for processing and refining, warehouses and stores, places where energy is generated, transmitted and used, transport and all its infrastructure, as well as places used for social activities related to industry such as housing, religious worship or education.

2. Values of industrial heritage

- I. The industrial heritage is the evidence of activities which had and continue to have profound historical consequences. The motives for protecting the industrial heritage are based on the universal value of this evidence, rather than on the singularity of unique sites.
- II. The industrial heritage is of social value as part of the record of the lives of ordinary men and women, and as such it provides an important sense of identity. It is of technological and scientific value in the history of manufacturing, engineering, construction, and it may have considerable aesthetic value for the quality of its architecture, design or planning.
- III. These values are intrinsic to the site itself, its fabric, components, machinery and setting, in the industrial landscape, in written documentation, and also in the intangible records of industry contained in human memories and customs.
- IV. Rarity, in terms of the survival of particular processes, site typologies or landscapes, adds particular value and should be carefully assessed. Early or pioneering examples are of especial value.

(TICCIH 『The Nizhny Tagil Charter For The Industrial Heritage/July,2003』による)

参考文献

- ·『富岡製糸場誌』
- ・『平成24年度富岡製糸場総合研究センター報告書』富岡製糸場における女子労働者の教育・教養習 得機会の変遷—産業遺産としての一側面の考察—
- ・『平成26年度富岡製糸場総合研究センター報告書』フランス・ボネ絹工場と富岡製糸場―「平成26年度富岡製糸場資料展―ボネとトミオカ―」報告―

.....